

健康診断実施要領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（原則、個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34 才以下の方も本人の拒否が無い限り 35 才以上項目のうち血液検査を実施する。また、希望制で 25 歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40 歳以上の被保険者に胃部検査を実施する。契約健診項目以外の追加はなしとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。

<対象者>： 令和 6 年 4 月 1 日時点で被保険者である者

<実施期間>：

（予約受付） 令和 6 年 7 月 中旬 ～ 10 月 末日

（婦人科健診予約受付） 9 月 中旬 ～ 12 月 下旬

（受診期間） 令和 6 年 7 月 下旬 ～ 11 月 末日

（婦人科健診受診期間） ～ 令和 6 年 1 月 末日

<実施方法>

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC 指定の受診票を使用

※巡回は 50 名～100 名以上の事業所より対象（基本）。会場面積 80 平米以上。

レントゲン車：縦 9m、横 2.5m、高さ 3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

<受診案内発送>

- 1、巡回健診 : 受診案内をW C Cから自宅に送付
受診当日に案内を持参し受診する。
※乳癌検査・子宮癌検査及は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って
各自で予約をし、受診する。

- 2、通院健診 : 受診案内をW C Cから自宅に送付
各自で予約（人事が取り纏め予約も可）
予約完了後、受診表をW C Cから自宅に送付
指定機関に受診表持参の上受診
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期健診項目（事業主負担）	保健事業として健康保険組合が行う生活習慣病予防健診項目（組合負担）
既往歴及び業務暦の調査 対象：全被保険者	
自覚症状及び他覚症状の有無の調査 対象：全被保険者	ライフスタイル問診 対象：全被保険者
医師診察 対象：全被保険者	
身長、体重、視力、聴力の検査・体組成検査 対象：全被保険者	
胸部エックス線検査 対象：全被保険者	
血圧の測定 対象：全被保険者	
貧血検査（赤血球数、血色素量） 肝機能検査（G O T, G P T, r - G T P） 血中脂質検査（総コレステロール、H D Lコレステロール、中性脂肪、L D Lコレステロール） 血糖検査（糖尿病検査） 対象：35 歳及び 40 歳以上の被保険者	法定健診対象年齢者以外の被保険者 （34 歳以下及び 36 歳～39 歳）

事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期健診項目（事業主負担）	保健事業として健康保険組合が行う生活習慣病予防健診項目（組合負担）
尿検査（尿中の糖及び淡白の有無検査） 対象：全被保険者	
心電図検査 対象：全被保険者	
	乳癌検査※25歳以上の女性希望者 乳腺超音波検査又はマンモグラフィー
	子宮癌検査※25歳以上の希望者 医師採取方式
腹囲測定 対象：40歳以上の被保険者	胃部検査※40歳以上の希望者 対象：左記以外の被保険者

<結果報告>

- * 個人通知（健康診断レポート）については受診した医療機関より受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。
- * 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- * 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- * WCCは健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

以上